



Title	米国管理下の南西諸島状況雑件 日米協ギ(委)(目次なし007 外務省外交史料館レファレンス番号 : H220666)
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(2)No.2 公開日 : 平成22年11月26日 外務省外交史料館管理番号 : A'.3.0.0.7-1(158) CD・DVD番号 : H22-005
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43721
Rights	外務省外交史料館所蔵資料



協定
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○

秘
無期限

北米局長

参事

北米課長

協定委員会の今後の
進め方について。

昭和 41.1.12
北米課 (枝村)

安川北米局長は、1月12日りの神繩
出張に先立ち、1月8日午後11時に賢友

会館において、山野特選局長、林総務課長、
薄南進次長らと、協定委員会の今後の進め方

について協定したが、その要旨次の通り (枝村同席)

1. 予て安川局長刊、協定委員会は、
昨年1月の佐藤-ジョンソン会談に利機地

拡大を以て至つたにもかかわらず、あまり活用
されてない。予ては具使けられず、この辺り

何かやるべき ~~事項~~ がないかと述べた
ことに對し、山野局長は、協定委員会に

今後どうあげざるべき具作策として現在考えて
いるものは、予て船舶航路の問題である。

(二航路を通じて、同局長は、)

例として、神繩航路がマグニツトに出る場合、
水産庁から漁獲割当をもち出て出かけており、

(割当を受ける場合、予ての割当は許さぬこと)

又、神繩航路が定期航路に就航する場合
も事前には運輸省の了解を得ておくなど、

日本政府は事實上、神繩航路の活動に相当
関与している。予ては船舶航路の問題は早急に航路
と、その事実を挙げた)

航路の確保。又、在外神繩住民の保護、
南進事務所に行政事務委託問題、司法共助

等、日琉両警察の協力問題などについても
早急に措置を要する必要があると思われず。

沖縄は日本にとっては異域地域であるが、
 これらの問題は、同地域への日本法令の
 適用問題がからんでおり、本土に於ける憲法問題と
 発言している。沖縄法令の整備が、現地
 早急に処理する必要があり、米側としても
 これらを取り上げることは比較的容易である。
 又、5月の第5回協談委員会、米側が
 出している問題で未だ解決をみていないものがある。
 例えは、ハイン・砂糖産業の
 借款問題がある。これ迄特産局が輸銀と
 折衝して来たところ、輸銀は短期の民間
 融資は考慮しようとしている。次は日琉貿易の
 促進について、原材料が沖縄産でしか

沖縄で加工されたものは全て関税を免除
 する~~こと~~を考えているが、通関省も異存なく、
 米側との交渉で解決することを考えているよう
 である。
 2. ついで安川局長に、米民政社は
 琉球政府への権限移譲を談話~~の~~
 理由として、琉球政府の行政能力の欠如を
 あげているので、この際琉球政府の行政能力
 の向上をはかる必要がないか、例えは、
 日本政社の役人が地方官庁に出向するよう
 な形か何かの行政指導ができるのではないかと
 述べたのに対し、山野局長は、教育と
 医療保健のよう技術分野では、口頭で
 現在すでに実施されている。米側は
 これを指摘した。これに同意し

南が行政アドバイザーの形に

このように日本政府の ~~意向~~ ^{意図} ということに ~~意図~~ ^{意図} を
もっているようにあるので、日本政府の意図が

というは、その意図を沖縄政府に反映させること
にはなく、むしろ琉球政府の行政能力の

向上をねらっている点を米側に対し、明確にする
必要がある。と ~~意見~~ ^{意見} ~~があった。~~ ^{があった。}

① 最後は、米側はすべて沖縄の教育、
~~訓練~~ 面での日本の関与 ~~は~~ ^は 認められているので、今後 ~~は~~ ^は
~~形と~~ ^{形と} している

これを他に及ぼしていくことを ~~考え~~ ^{考え} た。さ(あたり)
警察の分野で何がやれるのではないかと、その

~~見解~~ ^{見解} が特選局側より述べられた。